

IFRS in Focus

IASBが、負の補償を伴う期限前償還要素に係るIFRS第9号の修正を提案

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focus は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表された最近の公開草案ED/2017/3に示された、IFRS第9号「金融商品」の修正案を要約したものである。

要点

- IASBは、「合理的な追加の補償」という考え方によって生じた意図しない結果を改善している。IASBは、オプション保有者が早期終了に対する補償を「受け取る」こととなる期限前償還オプションを有する金融資産が、一定の要件を満たす場合に償却原価で測定されることを認めるために、IFRS第9号への狭い範囲の修正を提案している。
- 提案された発効日：2018年1月1日
- コメント期間は30日で、2017年5月24日に終了する。

なぜ本修正が提案されたか？

IFRS第9号B4.1.11項 (b) では、金融商品の早期終了に対する「合理的な追加の補償」を含む金額で負債性金融商品を期限前償還することは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー（SPPI）を生じるという条件に該当することを規定している。この「補償」という用語が、負の補償、すなわち、オプションを行使する当事者が早期終了に対する補償を他の当事者に支払うのではなく、他の当事者から「受け取る」場合を含むかどうかについての実務上の疑問が生じた。

負の補償は、例えば、金融商品が現在の市場金利で割り引いた契約上の残存キャッシュ・フローを反映する金額で期限前償還が可能な場合に生じる可能性がある。金融商品の当初認識時以降の金利の変動によって、オプション保有者は、期限前償還時点の元本残高及び利息を上回る金額を支払うこと（すなわち、補償を支払うこと）になるか、又は、下回る金額を支払うこと（すなわち、補償を受け取ること）になる。IASBは、IFRS第9号を適用するとこれらの金融商品が元本及び元本残高に対する

利息の支払のみという条件を満たさず、純損益を通じて公正価値での測定（FVTPL）が必要となることを懸念した。そのような期限前償還要素は、例えば、企業向けローンや個人向け不動産担保ローンのような、それ以外の点では「ブレイン・パニラ」な貸付商品として普及している。IASBは、そのような資産を償却原価^{*1}で測定し、正味金利マージンのような主要な指標に含めることが、FVTPLよりもこれらの金融資産の業績について財務諸表の利用者により有用で目的適合性の高い情報を提供することになると決定した。

修正案は何か？

IASBは、期限前償還が可能な金融資産が次の双方の要件を満たす場合に償却原価で測定されることを認めるために、IFRS第9号の狭い範囲の例外を提案している。

- (a) 金融資産が、オプション保有者が早期終了に対しての合理的な追加の補償を「受け取る」可能性があるという理由のみでIFRS第9号B4.1.11項 (b) を満たさず、それ以外の点では当該要求事項を満

*1 本IFRS in Focusを通じて、償却原価への参照は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVOCI）ことに適格である負債性金融商品にも関連性がある。償却原価とFVOCIの双方とも、事業モデルの評価が条件となる。

たしている。

- (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

発効日、経過措置及びコメント期間

IASBは、本修正の発効日を2018年1月1日とし、遡及的に適用することを提案している。

特別な経過措置が適用される。

コメント期間は30日で、2017年5月24日に終了する。

見解

厳しいコメント期限は、修正案の範囲の狭さと2018年1月1日の発効日に間に合うように問題を解決するための緊急性という観点で設定された。発効日は、作成者がそのような期限前償還オプションを含む金融資産に公正価値会計を適用してから、修正案の発効後に償却原価に戻すことを避けるため、IFRS9の発効日と合わせて設定された。

以上

テクノロジー・メディア・通信（TMT）業界レポート Web掲載のご案内

www.deloitte.com/jp/tmt

本レポートシリーズは、テクノロジー・メディア・通信（TMT）業界の各セクターにおける事業リスクおよび主要プレイヤーの財務諸表に関する特徴を分析しています。このたび第4回目「Eコマース業界」、第5回目「音楽業界」のレポートを掲載しました。

テクノロジー・メディア・通信（TMT）はテクノロジーの進化とデジタル化による影響を受け最も急激に変化をしている業界である一方、この変化の推進役の多くが属する業界でもあります。この業界には「コンテンツ」「サービス」「ネットワーク」「ハードウェア」「ソフトウェア」に係る様々なビジネスが存在し、それぞれに特徴的な事業リスクを抱えています。有限責任監査法人トーマツでは、テクノロジー・メディア・通信業界に精通した公認会計士が集結して、それぞれの知見を生かしながら、最先端の情報を収集し、さらによりよいサービスをご提供できるよう努めています。

第4、5回目となる本レポートでは、「Eコマース業界」「音楽業界」に与えるデジタル化の影響を分析し、財務諸表から見えてくる業界動向について考察しています。

レポートの詳細・本文はこちらからご覧ください。

「Eコマース業界」<https://www2.deloitte.com/jp/gyokai-report-4>

「音楽業界」<https://www2.deloitte.com/jp/gyokai-report-5>

お問い合わせ先

TMTインダストリーグループ：jp_electronics_industry_group@tohmatu.co.jp